

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 6 月 14 日

株主各位

東京都港区海岸一丁目 9 番 18 号
株式会社ラ・アトレ
代表取締役社長 脇田栄一

当社は平成 25 年 3 月 13 日開催の取締役会において、平成 25 年 7 月 1 日(月曜日)をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 6 月 30 日(日曜日)と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 7 月 1 日(月曜日)付をもって、当社定款第 5 条を変更し、78,688 株から 7,868,800 株といたしますので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は平成 25 年 8 月上旬にお届出ご住所にお送り申し上げます。
2. 平成 25 年 7 月 1 日(月曜日)付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記載されることとなります。
3. 上記株式の分割に併せ、平成 25 年 7 月 1 日(月曜日)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。これにより、平成 25 年 6 月 26 日(水曜日)をもって、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における売買単位も 1 株から 100 株に変更となります。
4. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話無料)